

平成28年(ワ)第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件
原告;三輪唯夫外3名
被告;岐阜県

原告第7準備書面

岐阜地方裁判所 御中
(民事第2部合議係)

2018年6月18日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山	田	秀	樹
同	笹	田	参	三
同	小	林	明	人
同	井	上	卓	也
同	山	本		妙
同	岡	本	浩	明
同	見	田	村	勇
同	安	藤		博
同	樽	井	直	樹
同	原		秀	一
同	清	水		勉
同	武	藤	糾	明

《 目 次 》

- 第1 はじめに
- 第2 日本の警察組織
- 第3 公安警察の事務の内容
- 第4 個人情報収集の法的根拠
- 第5 求釈明

第1 はじめに

1 警備公安警察における個人情報の収集・蓄積（保管）・利用

警備公安警察事務の性質乃至内容からして、その事務は都道府県ごとに独自に行われるべきものとして位置づけられておらず、全国の警察の警備公安警察が、警察庁警備局の直轄下に統一的に運用されることになる。全国の警察署の警備公安警察事務の報告は、第一線の公安警察官から警察署の警備課、都道府県警察の警備部、警察庁の警備局へとなされ、指示、指揮、指導、管理、監督、命令は警備局から警備部へ、警備部から警備課へと発せられている。

収集された情報は、都道府県警察警備部だけでなく、警察庁にも蓄積・保管される。警備公安警察事務の性質乃至内容からすれば、むしろ、警察庁警備局に蓄積して利用することにこそ意味がある。

2 現状は違法状態である

警察は、一般市民にとって、自分たちの生活の安全を守ってくれる重要な役割を担ってくれている身近な存在でありながら、日本では、その運用実態は、他の行政機関に比べて、外部からわかりにくいものになっている。「由らしむべし、知らしむべからず」である。そのような組織に一般市民に対する広範な調査権限を認めてよいのかというのが、この裁判のテーマである。

本件で問題になっている公安警察の活動は、最高裁が違憲違法と判断したGPS捜査と異なり、特定の犯罪に関する具体的な被疑事実の存在さえ前提にしておらず、逮捕しさらに起訴に至ることもほとんど想定していない。そのために、弁護士（弁護人）はおろか裁判所、検察庁さえもがその活動の実態をほとんど把握できておらず、暴走の歯止めとしての機能を果たせない状況にある。

被告県は、岐阜県警による公安警察活動としての原告らに関する情報収集の法的根拠が警察法2条1項にあるとしているが、同法は組織法であるから、この条文は根拠法令にはならない。今日のデジタル社会と言われる、何でもデジタル記録される情報環境のもとにおいて最高裁GPS捜査違憲判決が出たことの意義を

考えるならば、犯罪が発生しているわけでもなく、したがって捜査活動にさえならないことが明らかである、本件原告ら市民の個人情報継続的に収集する活動を警察活動として行うことは、当然に適法になるということとはできないのであって、そのような活動は、具体的な法的根拠に基づいて行われるべきである。しかるに、岐阜県警警備部はこのような法的根拠がないまま原告らの個人情報を収集・利用・提供してきたのであるから、このような警察活動は違法である。

この準備書面では、日本の警察組織について概要を説明した上で、本件で問題となっている公安警察が原告らの個人情報を調査したことについて、これが法的根拠のない活動であることについて論じることとする。

第2 日本の警察組織

1 自治体警察ではなく国家警察である

(1) はじめに

現代の日本の警察組織は、その主要な予算、人事が警察庁に握られていることから、自治体警察ではなく、国家警察というべきものである。本件との関係では、原告らの個人情報がだれによって収集され、どこで保管され、利用されているかという問題に繋がっている。

(2) 自治体警察

戦後、現行憲法下では警察組織も民主化すべき対象と位置づけられ、戦前のような国家警察とは異なり、その対極ともいうべき市町村警察としてスタートすることになった。しかし、敗戦直後の財政難から市町村では警察組織を維持できないとして、間もなく、都道府県単位の警察になった。都道府県という単位の自治体警察ということであった。

そのため、警察組織に関する規定は、地方自治法の第7章（執行機関）の第3節（委員会及び委員）の中の第3款（公安委員会）で、第180条の7の1か条のみが規定されている。同条第1項で、「公安委員会は、別に法律の定めるところ

ろにより、都道府県警察を管理する。」、第2項で、「都道府県警察に、別に法律の定めるところにより、地方警務官、地方警務官以外の警察官その他の職員を置く。」と規定している。

都道府県公安委員会が都道府県警察を管理するとしているから、警察は都道府県単位の組織として活動すべきものと位置づけられている。

問題は、その具体的な内容がすべて「別の法律」に定められることになっている点である。

(3) 警察法

地方自治法第180条の7にいう「別の法律」が警察法である。この法律において自治体警察は実現されているのだろうか。

警察法は、第1章が総則、第2章が国家公安委員会、第3章が警察庁、第4章が都道府県警察という章立てになっている。この章立てをみるだけでも、国家警察的な組織構成になっていることがわかる。具体的に条文をみると、そのことはより一層鮮明になる。

(4) 国家公安委員会

国家公安委員会は、内閣総理大臣の所轄の下に、委員長と5人の委員をもって組織される(第4条)。委員長は国務大臣をもって充て(第6条第1項)、委員は、任期前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命することになっている(第7条第1項)ことから、委員と警察の一体化を回避するよう配慮しているようにもみえる。しかし、国家公安委員会の庶務は、警察庁において処理するとされており(第13条)、警察官僚が国家公安委員会の庶務を取り仕切る仕組みになっている。国家公安委員会が警察庁を第三者の立場から監視できるようにはなっていない。

国家公安委員会の任務と所掌事務(第5条)は、「国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、

個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。」

(第1項)とあり、「国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。」(第4項)と規定しているから、「次に掲げる事務」を実際に行うのは警察庁であり、国家公安委員会は警察庁を管理する立場にある。事務は26項目という広きにわたっており、これらに国の予算が当てられ、警察庁の運用は都道府県警察の運用や活動を予算面でも全般的に左右することになる。

(5) 警察庁長官

「国家公安委員会に警察庁を置く」(第15条)とあり、警察庁長官は、国家公安委員会が内閣総理大臣の承認を得て任免する(第16条第1項)とあるが、警察庁長官になり得る者についての制約は何もないから、警察官僚が警察庁のトップである警察庁長官になることができる。(4)で説明したとおり、国家公安委員会の庶務は、警察庁において処理する(第13条)ことになっているから、警察庁長官の人選は、警察官僚が警察官僚の中から行うことになる。

しかも、警察庁長官は、国家公安委員会の管理に服するとされているものの、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督するという強大な権限を有する(第16条第2項)。警察庁の職員の任免権には国家公安委員会ですら関与できない制度になっている。

警察庁長官、警察官僚組織の権限に対する外部からの制限、言い換えれば、民主的コントロールは極めて弱いことがわかる。

(6) 都道府県警察

警察法では、第1章が総則、第2章が国家公安委員会、第3章が警察庁、第4章が都道府県警察という章立てにした上で、第4章の冒頭に、「都道府県に、都道府県警察を置く。」(第36条第1項)という規定の仕方をしており、国の機関である警察庁が都道府県警察の上位機関として存在しているように読める。

都警察に警視総監を、道府県警察に道府県警察本部長を置き（第48条第1項）、警視総監及び道府県警察本部長は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所属の警察職員を指揮監督する地位にある（同条第2項）。「都道府県公安委員会の管理に服し」となっているが、都道府県公安委員会の庶務は、警視庁又は道府県警察本部において処理することになっている（第44条）。これは、国家公安委員会と警察庁の関係（第13条参照）と全く同じである。公安委員会が都道府県警察を第三者の立場から監督することを期待することはできない。

（7）警視総監、道府県警察本部長の選任人事

自治体警察であるはずの都道府県警察のトップの選任手続も特異である。

特別職の地方公務員は自治体内の手続で選任される。例えば、人事委員会の委員は、議会の同意を得て、首長が選任する（地方公務員法第9条の2第2項）。これに対して、警視庁のトップである警視総監、道府県警察のトップである本部長の選任は、地方自治の観点からすると、全く異なる。

都道府県警察であるはずの警視庁のトップである警視総監は、国家公安委員会が都公安委員会の同意を得た上内閣総理大臣の承認を得て、任免し（警察法第49条第1項）、警察本部長は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免することになっている（第50条第1項）。都道府県警察組織のトップの選任に国（内閣総理大臣、国家公安委員会）が制度上関与し決定権を有している。自治体警察というには異常である。実際には、警視総監や道府県警察本部長は警察官僚又は他の省庁の官僚が警察庁に出向した後着任するのが通例となっている。（5）（6）で説明したとおり、公安委員会の庶務が警察庁、警視庁、道府県警察本部で行われていることからして、公安委員会の関与は第三者性を持っておらず、警察官僚が組織内の判断で警視総監や道府県警察本部長を選んでいる。

（8）国家公務員が地方公務員を指揮命令する組織

地方自治体の人事構成は、当たり前であるが、全員、地方公務員で構成される。

これに対して、警察は自治体警察を標榜しながら、自治体警察を構成する警察官の法的な地位も特異である。

都道府県警察の警察官の階級は、上から、警視総監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡查部長、巡查（実務では、巡查と巡查部長の間に、「巡查長」という言い方がされる警察官がいるが、法律上はこのような地位はない。法律上は巡查である）となっている（第62条）。この中で、警視正以上の階級にある警察官は一般職の国家公務員であり（第56条第1項）、警視以下の階級にある警察官は地方公務員である（同条第2項）。地方公務員として巡查から始まっても、警視から警視正になった時点で、地方公務員から国家公務員に地位が変わる。当然のことながら、地方公務員としての処遇から国家公務員としての処遇が変わる。警察法上、「警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を執行する。」（第63条）関係になっているから、都道府県警察でありながら、組織内の人事では、国家公務員が地方公務員の上司として指揮監督する関係になっている。

特に警視総監、道府県警察本部長は、都道府県警察の巡查が巡查部長、警部補、警部、警視正と昇任していった就く地位ではなく、警察庁の警察官僚が就任する。在籍期間は1年程度である。犯罪捜査規範によれば、そのような警視総監、道府県警察本部長が、「犯罪の捜査について、全般の指揮監督に当る」とされており（第16条）、重大事件では警察本部長が直接指揮することを予定している（第19条第2項）。

このように、地方自治法上は都道府県の一組織になっているはずの警察は、実態としては警察法によって国家公務員である警察官僚が支配する組織になっている。

第3 公安警察の事務の内容

1 国の公安警察事務

我が国における警察事務の範囲は、組織法である警察法によって規定されている。公安警察事務の範囲も警察法によって規定され画されている。公安警察事務を担当する警察官、警察署の担当課、県警の自由裁量ではない。

国家公安委員会は、警察法第5条第4項に規定する事務について警察庁を管理する。つまり、警察法第5条第4項に規定する事務は、実際には警察庁が行うことになる。

同条項第1号から第26号あるうち、第4号は、「次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。」と規定し、イ、ロ、ハの3項目を挙げている。

イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案

ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案

ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案

これが公安警察事務の内容の柱ともいうべきものである。ここで特徴的なのは、「地域の公安」ではなく、「国の公安」となっていることである。イでは「民心に不安を生ずべき大規模な災害」、ロでは「地方の静穏を害するおそれのある騒乱」、ハでは「国際関係に重大な影響を与え・・・」という表記から明らかなように、一地域だけの限定的な事案として当該地域の警察だけでは対応し切れない、国全体の安全秩序に重大な影響を与え、または与えるおそれがあるという観点から挙げている事務である。

通常警察事務が、一般市民だれにでもわかるような犯罪の取り締まりや捜査であるのに対して、公安警察事務は災害や騒乱、国際関係に重大な影響を与える事案を対象としていることから、通常警察事務とは異なる事務がなされることを想定しているものと言える。

2 都道府県警察本部の公安警察事務

都道府県公安委員会は都道府県警察を管理し（警察法第38条第3項）、警察法第5条第5項の規定が都道府県公安委員会の事務について準用される（同条第4項）。

警察法第5条第5項は、「前項に定めるもののほか、国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、法律（法律に基づく命令を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどる。」と規定している。「前項」は、第5条第4項であるから、同項第4号が都道府県公安委員会の事務として準用され、都道府県公安委員会が都道府県警察を管理する形で行われることになる。

したがって、都道府県警察が警察事務として行うべき公安警察事務の範囲は、警察法第5条第4項第4号に規定されているものであり、警察庁と同じであり、災害や騒乱、国際関係に重大な影響を与える事案を対象としていると言える。

3 警察庁警備局公安課の事務内容

警察庁警備局は、警備警察に関する事務をつかさどる（警察法第24条第1項第1号）とされ、警察庁組織令（以下「組織令」という。）の第5章で警備局に関して規定している。「組織」令とあることから明らかなように、組織内の業務分担について規定したもので、これらの規定から直ちに権限が導き出されるわけではない。

警備局は、業務内容の違いによって、警備企画課、公安課、警備課、外事課、国際テロリズム対策課に分かれている（組織令第36条）。

本件に関連する公安課の事務は、組織令第38条で規定している。具体的には以下のとおりである。

- 一 警備情報の収集及び整理その他警備情報に関すること（警備企画課及び外事情報部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること（警備企画課及び外事情報部の所掌に属するものを除く。）。
- イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章及び第三章に規定す

る犯罪

ロ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に規定する犯罪
ハ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）第六条及び第七条に規定する犯罪

ニ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）に規定する犯罪

三 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。

警察庁警備局公安課の事務内容は上記範囲に画される。

4 都道府県警察本部警備部の事務内容

警察庁公安警察の事務内容と都道府県警察本部の公安警察の事務内容が同じであることからすれば、都道府県警察本部警備部の事務内容も上記3の範囲に画される。

5 岐阜県警察本部警備部

このように、岐阜県警察本部警備部の事務内容は、警察法及び警察庁組織令によって画されている。岐阜県警察本部が公表しているホームページによれば、岐阜県警察本部警備部は警備総務課、警備第一課、警備第二課、機動隊に分かれて以下の事務を分担している。

（1）警備総務課

警備総務課の担当事務は、警備部の所掌事務に関する総合的な企画及び指導調整、警備警察に関する法令の調査及び研究、警備部の所掌事務に関する指導教養、サイバー攻撃の未然防止対策及び捜査であり、警備総務課の発足の経緯は、「近年、警備警察の対処する事象、特に国際テロ情勢が厳しさを増していることに加え、サイバー攻撃の脅威も深刻化しています。この脅威に的確に対応するため、

サイバー攻撃対策を始め諸対策を推進するとともに、次代を担う人材の育成、現場執行力の強化を始めとした人的基盤の強化を推進するため、平成28年4月に新たに警備総務課を設置しました。」と説明されている。

(2) 警備第一課

警備第一課の担当事務は、国際テロ対策、不法滞在者対策、オウム真理教対策、極左暴力集団対策、悪質右翼団体対策である。

岐阜県警ホームページでは、それぞれを具体的に説明している。

国際テロ対策については、「テロはひとたび敢行されると、多くの尊い命や貴重な財産を一瞬にして奪ってしまうなど、市民生活に大きな影響を与えます。」として、「○「テロリストを入国させない、拠点を作らせない、テロを起こさせない」をテロ対策の基本に、関連情報の収集を行い、テロの未然防止に努めています。」とある。

不法滞在者対策については、「来日する外国人の中には、不法入国や不法滞在等の違法行為を続け、他の犯罪に手を染める者も少なくありません。」として、「○関連機関と連携しながら、不法滞在者対策に取り組んでいます。」とある。

オウム真理教対策については、「オウム真理教が地下鉄サリン事件等のテロを行ってから20年余が経過しましたが、教団は依然として危険な教義を保持しています。」として、「○教団の組織・活動実態の把握に取り組み、違法行為があれば捜査する方針です。」とある。

極左暴力集団対策については、「極左暴力集団は爆発物などを使用した「テロ、ゲリラ」事件や、「内ゲバ」事件を引き起こしてきたほか、盗聴、住居侵入などの違法な調査活動を行っていた事実が判明しています。」として、「○このような極左暴力集団による爆発物などを使用した、「テロ、ゲリラ」事件や違法行為を未然防止するために、情報提供を求めるなど、各種諸対策を積極的に推進します。」とある。

悪質右翼団体対策については、「悪質右翼団体は、時局問題等に反応し、政府

要人や行政機関等に対する「テロ、ゲリラ」事件を引き起こす恐れがあるほか、強引な機関誌の売り込みや、脅迫まがいの悪質な資金獲得活動もみられます。」として、「○悪質右翼団体による「テロ、ゲリラ」事件等の未然防止を図るため、銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪を中心に、様々な法令を適用して違法行為の徹底検挙に努めています。」とある。

(3) 警備第二課

警備第二課の担当事務は、災害警備対策、警戒警備対策、警衛・警護警備対策である。

災害警備対策については、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、早期に警備体制を確立するとともに、機動隊など必要な部隊を被災地に投入し、被災者の救出救助、避難誘導などの災害警備活動を行っています。また、東日本大震災の反省・教訓を踏まえ、岐阜県警察における災害対策の見直しを幅広く検討するなど、今後の災害への備えに万全を図っています。」とある。

警戒警備対策については、「発生すれば国民の生活に大きな影響を及ぼす武力攻撃や大規模なテロなどに備え、鉄道、バス等公共交通機関やガス、電気等のライフライン関連業者などと協力して、関連施設やその周辺の警戒警備を行っています。また、テロ等が万が一発生した場合に備えて、消防、自衛隊、自治体等関連機関と共同して訓練を行い、事案対処能力の向上を図っています。」とある。

警衛・警護警備対策については、「皇族の方々が来県されるときには、皇室と県民の親和に配慮した警衛警備を実施し、御身の安全確保と歓送迎者の事故防止に努めています。また、国務大臣など要人が来県するときは、的確な警備諸対策を行って、要人の身の安全確保に努めています。」とある。

(4) 機動隊

機動隊については、「機動隊とは、警備実施活動の中核部隊として治安警備及び災害警備に当たる部隊です。具体的任務は、治安警備、災害警備、雑踏警備、警衛警護等です。」とある。

第4 個人情報収集の法的根拠

1 警備公安の活動の根拠法

(1) はじめに

行政組織内で完結している業務の処理の仕方だけであれば、組織内で規定を定めるだけで足りる。しかし、組織内の業務処理に止まらず、組織外の一般市民との関係が生じる場合には、一般市民の権利利益を侵害する可能性が出てきたり、何らかの利害関係を生じたりすることがあるから、一般市民に対して手続を可視化し、一般市民が自分の利害について意見を述べるなどの手続参加の機会を認める必要がある。

行政組織外の一般市民が関係してくるとなると、行政機関において何をどこまでできる権限があるかを法制度として明確化する必要が生じる。

(2) 警察法第2条第1項は根拠とならない

公安警察事務は、行政組織外の一般の人々を監視対象とし、その個人情報を収集し保管し利用し、さらには外部提供しているが、現在、これらを規律する具体的な根拠法令はない。根拠法令がない以上は、本来、違法というべきである。

この点に関して、被告は、警察法2条1項を根拠法令として挙げている。

しかし、すでに説明したとおり、警察法は日本の警察組織とその事務内容を説明した組織法であって、作用法ではない。警察法は、一定の事務について「警察」の「責務」を規定しているのみで、ここから具体的な権限を引き出すことはできない。警察法より警備局について詳細な規定を設けている警察庁組織令にしても組織法であって、作用法ではない。

(3) 最高裁判例

最高裁第3小決定昭和55年9月22日は、交通検問の法的根拠が問題になった事案で、以下のように論じている。

「警察法2条1項が『交通の取締』を警察の責務として定めていることに照

らすと、交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものであるが、それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといつて無制限に許されるべきものでないことも同条2項及び警察官職務執行法1条などの趣旨にかんがみ明らかである。しかしながら、自動車の運転者は、公道において自動車を利用することを許されていることに伴う当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取締に協力すべきものであること、その他現時における交通違反、交通事故の状況などをも考慮すると、警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などを行うことは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものと解すべきである。」

という一般論を述べた上で、

「原判決の是認する第一審判決の認定事実によると、本件自動車検問は、右に述べた範囲を越えない方法と態様によって実施されており、これを適法であるとした原判断は正当である。」

としている。

ここでは、警察官が走行している車に停車を求め、質問するだけの活動が行われ、これを受ける側の一般市民には警察官が何をしているかが明確にわかる上に、一般市民の側はどこまで警察活動に協力するか任意とされており、個々人の判断で断わることもできる。この活動によって一般市民が警察に個人情報を取得され蓄積される危険はない。最高裁は、このような場合についてさえ、警察法第2条第1項のほかに、「同条2項及び警察官職務執行法1条などの趣旨にかんがみ」

としているのであって、警察法第2条第1項のみを根拠に一般市民の権利自由を制約することを許容していない。

(4) 法的安定性と警察比例原則

警察法第2条第1項の規定から、警察が自由裁量で広く一般市民の個人情報を収集できるとしていると読むことはできない。被告県が主張するように、警察法第2条第1項によって、明文化されていない具体的な権限をいくらかでも導くことができるとしてしまうと、個別の法律は一切不要となり、警備公安警察は、いつだれに対してもどのような個人情報でも収集でき、かつ、本人の知らないところで自由に利用することができることになってしまう。

犯罪捜査の手法としてであってもGPS捜査がプライバシー保護の観点から問題とされながら（最高裁判決は憲法第35条の問題としているが、「私的領域」の保護という考え方からして、プライバシー保護を念頭に置いていることは明らかである。）、およそ犯罪とは関係のない市民生活上の個人情報の収集を警察が自由にできるというのは、明らかに警察比例原則に反する。

被告県のような考え方によると、具体的な事案ごとに、一般市民の側が警察官の活動の違法性を争ったときに、裁判所が合法性の最終判断を行うことになる。そのような仕組みは、一般市民にとって過重な様々な負担（精神的、社会的、経済的、時間的）であるとともに、現場の警察官にとっても、一般市民と対立シトラブルが生じやすく、過重な負担となり、一般市民にとっても警察官にとっても望ましくない関係乃至状態である。具体的な法的根拠があつてこそ、警察官は正当な業務として行動できるし、一般市民はこれを受忍しなければならないものと理解することができるのである。

2 本件の場合

岐阜県警及び警察庁による、原告らの個人情報の収集、利用は、法的根拠がなく、違法である。

また、上記第3、5の岐阜県警察本部警備部の担当事務からすると、本件は、

警備総務課、警備第二課、機動隊の各業務でないことは明らかである。残るは警備第一課のみである。原告らの自己情報開示請求に対して、岐阜県警警備第一課が存否応答拒否の回答をしていることから、警備第一課が自らの担当事務として扱っていることが窺われる。しかし、同課の担当事務は、国際テロ対策、不法滞在者対策、オウム真理教対策、極左暴力集団対策、悪質右翼団体対策である。原告らはこれらに関係していないから、岐阜県警警備第一課において原告らについてその個人情報を収集することは、その事務内容に含まれていない。担当事務に含まれない個人情報の収集は、法的根拠がないという意味で違法であるだけでなく、岐阜県警が自ら設定した事務範囲からも逸脱しているという意味でも違法である。

そうである以上、警察庁警備局が岐阜県警警備部から原告らの個人情報の提供を受け、これを保管し利用することも違法である。

第5 求釈明

岐阜県警において原告らの個人情報を収集する根拠となっている内部規則や基準などを明らかにされたい。そのようなものがないのであれば、ない、と釈明されたい。

以上